

厚沢部町義務教育諸学校における
生成 AI の利活用に関するガイドライン

令和7年（2025年）9月 策定

厚沢部町 ICT 教育推進委員会

目次

はじめに	3
1. 生成 AI について	3
2. 基本的な考え方	3
3. 学校現場において押さえておくべきポイント	5
3-1 教職員が校務で利活用する場面	6
3-2 児童生徒が学習活動で利活用する場面	8
3-3 教育委員会等が押さえておくべきポイント	10
4. 評価・試験における生成 AI 利用の制限	12
5. 児童生徒の学習における不適切な利活用例	12
6. 保護者・地域との連携	12
7. 発達段階に応じた生成 AI 指導体系	13
■利活用する際のチェック項目	14

はじめに

生成 AI は急速に社会に広がり、教育分野でも多様な活用が期待される一方で、学びの意義や社会・倫理・技術・実務面にわたる幅広い課題が指摘されています。

現行の学習指導要領は、AI 時代に必要な資質・能力の育成を重視しており、生成 AI はその実現を支えるツールとして期待されています。本ガイドラインは、文部科学省が策定した「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン (Ver.2.0)」の考え方を踏まえ、厚沢部町の教育現場の実情に即して策定したものです。

主な読み手は教職員、教育委員会、児童生徒、保護者など学校教育に関わる全ての関係者であり、学校現場での生成 AI の適切な利活用を支援するための参考資料です。

1. 生成 AI について

・生成 AI の概要と急速な進化・普及

生成 AI とは、「文章、画像、プログラム等を生成できる AI モデルに基づく AI の総称」を指し、この数年で、文章だけでなく動画像や音声等、異なる種類の情報をまとめて扱えるようになり、人間と同等のスピードで応答できるようになっています。

・学校現場における生成 AI の利活用

学校現場では、一般向けの汎用的な生成 AI サービスだけでなく、1人1台端末の標準仕様であるブラウザ、学習支援ソフトウェア、普段利用する検索エンジン等にも生成 AI が組み込まれているほか、教育分野においても、汎用的なモデルと連携した生成 AI サービスが導入され、利活用の幅が広がりつつあります。

教職員にとっては、テスト問題や各種文書のたたき台作成など、校務の効率化に繋がると期待されています。

児童生徒の学習場面では、一人ひとりのニーズや特性に合った学びを実現したり、新たな視点やより深い視点の出力から学びを深めたりするなどの利活用が進むと予想されています。

・生成 AI のリスクと技術的対策

生成 AI には誤った出力（ハルシネーション）やバイアスが含まれる可能性があるため、出力内容の正確性を必ず確認し、批判的に検討することが重要です。技術的対策として、RAG（検索拡張生成）等の活用も推奨されます。

2. 基本的な考え方

生成 AI の特性を踏まえ、学校現場におけるその利活用に関する基本的な考え方は以下の通りです。

(1) 学校現場における人間中心の生成 AI の利活用

・人間中心の原則

生成 AI は「人の能力を拡張する補助手段」と位置付けられ、最終的な判断と責任は人間（教職員・児童生徒）が負うものとし、生成 AI の出力はあくまで「参考の一つ」であり、「最適解とは限らない」ことを認識し、責任を持つという基本姿勢が重要です。

・児童生徒の学びと生成 AI

生成 AI の利活用は、学習指導要領が示す資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点で効果的であるかを吟味した上で行うべきであり、生成 AI の利活用自体が目的であってはなりません。生成 AI の出力は参考の一つであり最適解とは限らないことを前提とし、AI の利用は憲法及び国際的な規範の保障する基本的人権を侵すものであってはならず、人々の能力を拡張し、多様な幸せの追求を可能とするために活用されるべきです。

適切な課題設定と指示文（プロンプト）により、求める出力を引き出し、その真偽や適切性を教職員が判断できることが前提となります。

知識や文章を読み解く力、批判的に考察する力、問いを立て続ける力、そして「学びに向かう力、人間性等」の涵養がこれまで以上に重要になります。

実体験と ICT 利活用のバランスに留意する必要があります。

・教職員の役割と生成 AI

教育は教職員と児童生徒の人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、生成 AI が社会インフラの一部となる時代において、教職員の役割はより重要になります。

生成 AI の効果的な利活用を実現するためにも、教職員は、生成 AI の仕組みや特徴を理解し、一定の AI リテラシーを身に付けることが求められます。

教職員自身が校務等で AI に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を知ることが、教育活動での適切な利活用の素地となります。

教職員が AI リテラシーを高め、生成 AI の特徴や限界を理解したうえで教育活動に活用できるよう、町教育委員会主催の校内研修・公開授業・研究協議会等を通じて継続的な研修機会を提供します。

・生成 AI 関連事業者に期待される役割

生成 AI 関連事業者には、サービスの改善や研修機会の提供を通じて、学校現場と連携し、責任ある形で AI に向き合うことが求められます。

学校現場の意見をサービスの改善サイクルに取り入れることも期待されます。

（２）生成 AI の存在を踏まえた情報活用能力の育成強化

・学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力：

学習指導要領では、「情報活用能力（情報モラルを含む）」が言語能力、問題発見・解決

能力とともに、学習の基盤となる資質・能力として位置付けられています。

これは、情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を発見・解決し、自分の考えを形成するために必要な資質・能力です。各学校では、教科等を横断する視点から教育課程を編成し、各教科等の学習の過程で情報活用能力を育成することが期待されます。

・情報活用能力の育成強化

生成 AI の加速度的な普及・発展を踏まえ、情報活用能力の育成において、生成 AI が社会で果たす役割や影響、関連する法・制度やマナーについて科学的に裏打ちされた形で理解すること、そして生成 AI を適切かつ効果的に利活用し、情報社会に主体的に参画する態度を身に付けることが期待されます。

生成 AI の仕組みを理解し、学びに生かす視点や、使いこなすための力を各教科等において意識的に育てる姿勢が重要です。

児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させる必要があります。

3. 学校現場において押さえておくべきポイント

「1. 生成 AI について」で示された生成 AI の特性と、「2. 基本的な考え方」で示された考え方に基づき、学校現場での適切な生成 AI 利活用の実現に資するよう、以下の 5 つの観点で共通して押さえておくべきポイントを整理しました。

(1) 安全性を考慮した適正利用

人間中心の原則に基づき、生成 AI の利活用に関するリスクに対応するため、関係法令を遵守し、開発者や提供者の想定する範囲内での適正な利活用が重要です。

具体的には、年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など、生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し遵守する必要があります。

(2) 情報セキュリティの確保

文部科学省が策定する最新の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、教育委員会は学校現場の実態に即したポリシーを策定・見直し、教育委員会・学校現場はそれを遵守する必要があります。

(3) 個人情報やプライバシー、著作権の保護

プライバシーと個人の権利利益を保護するため、個人情報保護法等の関係法令等を遵守する必要があります。

生成 AI サービスの利活用時には、意図せず他人の著作権を侵害しないよう、著作権制度について正しく理解する必要があります。

(4) 公平性の確保

生成 AI は学習データやプロンプト、連携する外部サービスによってバイアス（偏見や差別）が含まれ得ることに留意し、人間の判断を介在させて公平性を欠くことがないようにする必要があります。

（5） 透明性の確保、関係者への説明責任

生成 AI サービスの利用目的や態様、リスク等の必要な情報を整理し、関係者に提供することが重要です。

地域や学校の実態を踏まえ、教職員、児童生徒、保護者等への説明機会や問い合わせ窓口を設けることも考えられます。

※学校現場において生成 AI を利活用する際の著作権に関する留意点

著作権法

は、著作物の「公正な利用」と「著作者等の権利の保護」のバランスをとることが重要です。

著作権は「思想又は感情を創作的に表現した」著作物を保護し、単なる単語やデータ、アイデアは含まれません。

他人の著作物を許諾なく利用した場合、「類似性（創作的表現が共通していること）」と「依拠性（既存の著作物を基に創作したこと）」があれば著作権侵害となり得ます。ただし、学校の授業の過程における複製など、著作権法で許諾なく利用できる場合（権利制限規定）には、著作権侵害とはなりません。教職員や児童生徒が生成 AI を利用して生成したものが既存著作物と類似・依拠性があっても、授業目的の範囲内であれば利用可能です。

しかし、授業目的の範囲（授業内の提示・配布・評価など）を超えて、学校ホームページへの掲載、広報資料への使用、コンテスト等への提出、外部団体への報告資料への活用などにおいて生成物を用いる場合、著作権法第 35 条の適用外となるため、著作権者の許諾を得る必要があります。

生成 AI の利活用等も含めて著作権侵害を避けるためには、プロンプト等に特定の固有名詞を入力しない、生成過程を確認可能にする、生成物利用前に既存著作物と類似していないか確認することが望ましいです。

（6） 多様性と包摂性の重視

生成 AI の利活用は、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等、多様な背景を持つ児童生徒の学習参加を支援し、インクルーシブ教育の実現に寄与するものとします。

3-1 教職員が校務で利活用する場面

・基本的な考え方

生成 AI の活用は、校務の効率化や質の向上に繋がり、教職員の働き方改革に寄与する

と期待されます。

教職員自身が AI に慣れ親しみ、その利便性や懸念点、賢い付き合い方を知ることが、児童生徒の学びを高度化する上でも重要です。

教職員は、生成 AI の仕組みや特徴を理解し、生成された内容の適切性を判断できる範囲内で積極的に利活用することが有用とされます。

生成 AI の出力はあくまで「参考の一つ」であり、教職員自らがチェックし推敲・完成させ、最終的な判断と責任は人間が負う姿勢が重要です。

・具体的な利活用場面

利活用場面	利活用例
児童生徒の指導にかかわる業務への支援	授業教材やテスト問題のたたき台作成
	学習指導案の作成支援
	評価問題の作成とルーブリック設計
	授業での発問シミュレーション
	アンケート案作成 など
学校運営にかかわる業務への支援	時間割案作成
	お便り、通知文のたたき台作成
	HP 掲載文作成
	会議録の要約作成
	研修資料のたたき台作成 など
外部対応への支援	懇談会の日程調整
	外部向け講演会等の挨拶文作成 など

・利活用の際のポイント:

安全性: 教育委員会の方針に基づき、私用アカウントや教育情報セキュリティ管理者の許可を得ていない私用端末を使用してはいけません。

情報セキュリティ: 個別契約等で対策が講じられた環境を除き、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和 6 年 1 月) 及び厚沢部町教育情報セキュリティポリシーに準拠し、情報資産重要性分類レベル 2 以上の情報(成績、健康情報等)をプロンプトとして入力することは禁止します。

個人情報・著作権: 個人情報保護法等を遵守し、個人情報を含むプロンプトを入力する際は、AI サービス提供者が当該個人情報を機械学習に利用しないか十分に確認する必要があります。著作権法第 35 条の適用範囲外の利用(例: 学校 HP 掲載、学級通信、職員会議での利用)では、他の権利制限規定がない場合、著作権侵害となる可能性があるため注意が必要です。

公平性: ハルシネーションやバイアスが含まれ得ることを意識し、公平性を欠くことが

ないように人間の判断を介在させる必要があります。

透明性：生成 AI サービスの利用に際して、サービス提供者の利用規約に年齢制限や保護者同意条項がある場合は、学校は当該内容を事前に確認し、必要に応じて保護者の文書による同意を得る必要があります。

3-2 児童生徒が学習活動で利活用する場面

・基本的な考え方：

生成 AI は人間の能力を補助・拡張する有用な道具として捉えつつ、発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意し、リスク対策を講じた上で利活用を検討すべきです。

児童生徒にハルシネーションやバイアス等の生成 AI の基本的な仕組みや特徴を理解させ、自己の判断や考えが重要であることを認識させる必要があります。

学習課題やテストの内容によっては、生成 AI の使用が容易になる可能性を前提に、問題の内容を吟味し、問題の本質を問い、深い意味理解を促す授業づくりが重要です。

小学校段階の児童による直接的な生成 AI の利活用については、発達段階に応じた理解力や、生成 AI サービスの利用規約上の年齢制限等を踏まえ、原則として教員の指導・管理のもとで限定的に行うべきであり、より慎重な対応が必要です。

・具体的な利活用場面

利活用場面	利活用例
生成 AI 自体を学ぶ場面	誤りを含む出力を教材にその性質や限界に気付く
	社会的論議の素材として活用する
使い方を学ぶ場面	より良い回答を引き出すための対話スキル、ファクトチェックの方法などを学ぶ。
	グループの考えをまとめる
	アイデア出し
	英会話の相手
	外国人児童生徒の日本語学習補助
	プログラミングコード生成
各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面	解説やイメージ出力による深い理解の助けなど
	国語：物語の続きを考える際のアイディア出し
	理科：実験結果の考察における仮説の検討
	英語：英会話の練習パートナーとしての活用
	社会：地域の歴史や産業についての情報収集
	総合的な学習：探究活動での情報整理と分析

・利活用の際のポイント:

児童生徒が授業などで生成 AI を利活用する際のポイントは、以下の通りです。

① 安全性と適正利用

教育委員会の方針に基づき利活用させるべきです。

業務端末または教育情報セキュリティ管理者の許可を得た端末で利用し、私用アカウントや許可のない私用端末は使用してはなりません。

生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約（生成物のライセンスの所在なども含む）を確認し、遵守するよう指導することが重要です。

② 情報セキュリティの確保

教育委員会が示す教育情報セキュリティポリシーや実施手順、およびそれに基づく管理者の指示等を遵守する必要があります。

生成 AI を利活用することや、プロンプトからは学習を行わない生成 AI サービスを選択することが推奨されます。

③ 個人情報やプライバシー、著作権の保護

個人情報保護法等の関係法令を遵守し、個人情報の取り扱いには必要かつ適切な指導を講じる必要があります。

個人情報を含むプロンプトを入力する際は、生成 AI サービス提供者が当該個人情報を機械学習に利用しないことを十分に確認すべきです。利用される場合、個人情報保護法違反となる可能性があります。また、著作権法等の関係法令を順守し、生成物を授業目的以外で利用する場合は、著作権者の許諾を得なければなりません。

[生成物使用時の出典明記ルール]

- ・生成 AI を使用した旨を明記（例：「この文章は生成 AI を活用して作成しました」）
- ・使用した生成 AI サービス名を記載
- ・生成日時を記録
- ・自分の思考や判断を加えた部分を明確に区別

④ 公平性の確保

教材として生成 AI を利活用する際は、その出力に偏りがいないかなど、教育目的に照らし合わせ教職員が判断することが必要です。児童生徒にハルシネーションやバイアスなどの存在を認識させ、出力された内容を採用するかどうか慎重に判断し、正確性・事実関係の確認を行うよう指導することが重要です。

⑤ 透明性の確保、関係者への説明責任

教職員は十分にハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、児童生徒が生成 AI の特徴に留意して利活用できているかを確認する必要があります。

学習課題の一部として生成 AI の出力を引用する際には出典・引用として明記する等の対応の必要が考えられます。

保護者に対しても生成 AI の利活用目的やその態様等の情報を提供し、児童生徒が学校内外問わず生成 AI を不適切に利活用されないよう周知し、理解を得ることが必要です。

3-3 教育委員会等が押さえておくべきポイント

・基本的な考え方

教育委員会は、学校現場での生成 AI の適切な利活用を主導し、町内の各学校の実態を踏まえた柔軟な対応を講じることが重要です。一律の禁止や義務付けといった硬直的な運用は望ましくありません。また、教員養成系大学やサービス提供者といった外部リソースも活用し、先行事例や教材・ノウハウを周知・共有すること、そして教職員の理解を深め、効果的な活用を促進する研修を実施することで、適切な利活用を推進する環境を整備する必要があります。

[教育委員会の具体的な役割]

- ・生成 AI 利活用に関する基本方針の策定
 - ・教職員向け研修プログラムの企画・実施
 - ・学校間の情報共有・連携の促進
 - ・保護者・地域への説明責任の履行
 - ・利活用状況の把握と改善サイクルの構築
- ・適切な利活用のために考慮すべきポイント:
- ① 安全性と適正利用: 本ガイドラインを理解し、域内学校の実態を踏まえた柔軟な対応を講じます。多様なサービス形態に留意し、フィルタリングの設定やログの収集など適切な対策を講じます。外部サービスとして利用する場合は、約款や契約内容が適切であるかを十分に確認します。
 - ② 情報セキュリティの確保: 最新の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、学校現場の実態に即したポリシーを策定し、必要に応じて見直します。個人情報や重要性の高い情報を適切に取り扱える利用環境の構築・運用を検討し、既存の校務系システムと同程度のセキュリティ対策を講じます。具体的には、アクセス制御、ログ管理、定期的なセキュリティ監査を実施します。
 - ③ 個人情報やプライバシー、著作権の保護: 生成 AI サービスの導入にあたり、個

個人情報保護法等の関係法令を遵守し、適切な措置が取られているか確認します。学校における著作権侵害のリスクを低減するため、適切な予防措置が講じられているモデルやサービスを選択することも考慮します。教育委員会での生成 AI 利用には、著作権法第 35 条（授業目的の複製等に関する規定）が適用されない可能性があることに注意が必要です。

- ④ 公平性の確保: 教育委員会が利用環境を構築しても、ハルシネーションやバイアス等のリスクは解消されないため、教職員による最終的な判断が不可欠であることを情報提供や研修を通じて学校にサポートする体制を整備します。

- ⑤ 透明性の確保、関係者への説明責任: 生成 AI サービス導入の際、目的やサービス内容、規約等について、研修を実施するなど丁寧な情報提供を行う。外部サービスの利用に起因する将来的な価格変動や提供条件の変動リスク、サービス停止リスク、日本の法令が適用されないリスクなどを考慮し、代替手段も含めた継続的な運用計画を策定し、保護者の経済的負担にも配慮してサービスを選択することが重要です。

4. 評価・試験における生成 AI 利用の制限

4-1 利用を禁止する場面

- ・定期試験、学力調査、学期末試験
- ・成績評価に直結する課題やレポート
- ・外部機関が実施する各種検定試験

4-2 例外的な利用

情報活用能力の育成を目的として、生成 AI の特性や限界を学ぶ教材として活用する場合は除く。この場合も評価の対象は生成 AI の理解度や批判的思考力とする。

5. 児童生徒の学習における不適切な利活用例

以下のような利活用は教育的効果を損なう恐れがあるため、指導の際に注意が必要である。

5-1 避けるべき利活用

- ・生成 AI の理解が浅い段階で自由に使わせる
- ・評価やコンクールに出す課題等にそのまま提出する
- ・初発の感想や独自性が重視される創作活動で多用する
- ・基礎的な知識・技能の習得段階で代替手段として使用する
- ・思考力・判断力・表現力を育成する場面で安易に活用する

5-2 指導のポイント

児童生徒には、生成 AI は「学習の補助手段」であり、「自分で考える力」を伸ばすために使うことを理解させる。

6. 保護者・地域との連携

6-1 保護者への説明

学校は生成 AI を教育活動で活用する際、以下について保護者に丁寧に説明する。

- ・利活用の目的と期待される教育効果
- ・児童生徒の安全確保のための取り組み
- ・個人情報保護・著作権等への配慮事項
- ・家庭での適切な利用方法

6-2 相談・質問への対応

- ・保護者からの質問や懸念に対応する相談窓口の設置
- ・定期的な説明会や意見交換会の開催
- ・学校ウェブサイト等での情報提供

6-3 地域社会との協力

- ・地域の企業や団体との連携による実践的な学習機会の提供
- ・生成 AI 活用事例の地域への発信と共有

7. 発達段階に応じた生成 AI 指導体系

7-1 小学校低学年（1-2 年）

- ・生成 AI とは何かを理解する（デジタル機器の一種として）
- ・先生と一緒に安全に使う体験活動

7-2 小学校中学年（3-4 年）

- ・生成 AI の基本的な仕組みの理解
- ・簡単な質問をして回答を得る体験
- ・情報の真偽を考える活動

7-3 小学校高学年（5-6 年）

- ・生成 AI の長所と短所の理解
- ・調べ学習での適切な活用方法
- ・著作権や引用のルールの学習

7-4 中学校（1-3 年）

- ・より高度な生成 AI 活用技術の習得
- ・批判的思考力を働かせた情報の評価
- ・創作活動における適切な活用方法
- ・デジタル・シティズンシップと生成 AI 利用倫理の深い理解

7-5 AI リテラシー評価の視点

- ・生成 AI の基本的な仕組みの理解度
- ・適切なプロンプト作成能力
- ・生成物の批判的評価能力
- ・情報モラルと倫理観の習得度
- ・創造性と独自性の発揮度

■利活用する際のチェック項目

教職員が校務で利活用する際のチェック項目

- 教育委員会の方針（情報セキュリティに関するルール・指示等も含む）に基づき利用しているか
- 業務端末又は教育情報セキュリティ管理者の許可を得た端末を利用しているか
- 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
- ハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利活用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか
- プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力していないか
 - ※ 重要性の高い情報を扱う前提のセキュリティ対策が講じられている場合は除く（ただし、重要性の高い情報のうち個人情報に該当する情報については、以下「プロンプトに個人情報を入力していないか」についても留意する必要がある。）
- プロンプトに個人情報を入力していないか
 - ※ ただし、生成 AI サービス提供者が「プロンプトに入力した個人情報を学習データとして使用しない」ことを明確に保証している場合は除く
- 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか

児童生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目

- 教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認しているか
- 児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しているか
- 生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施しているか
- プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行っているか
- 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導しているか
- 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか（年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など）
- 生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと、使用方法によっては不適切又は不正な行為になることを十分に指導しているか。
- 学習課題に生成 AI の回答を引用している場合、出典・引用を記載することを理解させているか
- 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成 AI ツールを選択しているか
- 児童生徒が学校外で生成 AI を利活用する可能性も踏まえ、生成 AI の不適切な利活用が行われないよう、保護者に対し周知し、理解を得ているか